

令和5年度 国民健康保険料 概算早見表（総所得金額等）

◆ この早見表の保険料は、**新宿区における「概算」の保険料**です。実際の保険料とは異なる場合がございます。
他の区市町村の国民健康保険等の保険料については、加入先の市区町村へお問い合わせ下さい。

◇ 早見表の金額は、**減額賦課（均等割の減額）が適用されていない金額**です。
所得が一定の金額以下の場合、表記の金額から減額となる可能性があります。
詳しくは「国民健康保険料 減額賦課早見表」をご覧ください。

◆ 国民健康保険料は、「年10回払い」で納付していただきます（1納期につき**1.2か月相当分の保険料**が含まれます）。
1か月あたりの保険料でご請求はしませんので、ご注意ください。

総所得金額等	年間保険料 (※未就学児は30,050円)		1か月あたりの保険料 (※未就学児は2,504円)	
	介護なし (40～64歳以外)	介護あり (40～64歳)	介護なし (40～64歳以外)	介護あり (40～64歳)
0円	60,100円	76,300円	5,008円	6,358円
250,000円	60,100円	76,300円	5,008円	6,358円
500,000円	66,813円	84,238円	5,568円	7,020円
750,000円	90,788円	112,588円	7,566円	9,382円
1,000,000円	114,763円	140,938円	9,564円	11,745円
1,250,000円	138,738円	169,288円	11,562円	14,107円
1,500,000円	162,713円	197,638円	13,559円	16,470円
1,750,000円	186,688円	225,988円	15,557円	18,832円
2,000,000円	210,663円	254,338円	17,555円	21,195円
2,250,000円	234,638円	282,688円	19,553円	23,557円
2,500,000円	258,613円	311,038円	21,551円	25,920円
2,750,000円	282,588円	339,388円	23,549円	28,282円
3,000,000円	306,563円	367,738円	25,547円	30,645円
3,250,000円	330,538円	396,088円	27,545円	33,007円
3,500,000円	354,513円	424,438円	29,543円	35,370円
3,750,000円	378,488円	452,788円	31,541円	37,732円
4,000,000円	402,463円	481,138円	33,539円	40,095円
4,250,000円	426,438円	509,488円	35,537円	42,457円
4,500,000円	450,413円	537,838円	37,534円	44,820円
4,750,000円	474,388円	566,188円	39,532円	47,182円
5,000,000円	498,363円	594,538円	41,530円	49,545円
5,250,000円	522,338円	622,888円	43,528円	51,907円
5,500,000円	546,313円	651,238円	45,526円	54,270円
5,750,000円	570,288円	679,588円	47,524円	56,632円
6,000,000円	594,263円	707,938円	49,522円	58,995円
6,250,000円	618,238円	736,288円	51,520円	61,357円
6,500,000円	642,213円	764,638円	53,518円	63,720円
6,750,000円	666,188円	792,988円	55,516円	66,082円
7,000,000円	690,163円	821,338円	57,514円	68,445円
7,250,000円	714,138円	849,688円	59,512円	70,807円
7,500,000円	738,113円	878,038円	61,509円	73,170円
7,750,000円	762,088円	906,388円	63,507円	75,532円
8,000,000円	786,063円	934,738円	65,505円	77,895円
8,250,000円	810,038円	963,088円	67,503円	80,257円
8,500,000円	834,013円	991,438円	69,501円	82,620円
8,750,000円	857,988円	1,019,788円	71,499円	84,982円
9,000,000円	870,000円	1,036,175円	72,500円	86,348円
9,250,000円	870,000円	1,040,000円	72,500円	86,667円
9,500,000円	870,000円	1,040,000円	72,500円	86,667円
9,750,000円	870,000円	1,040,000円	72,500円	86,667円
10,000,000円	870,000円	1,040,000円	72,500円	86,667円

■ 「総所得金額等」は、手取り金額や収入金額（年収）ではありません

国民健康保険料は、前年中（令和4年1月～令和4年12月）の総所得金額等から基礎控除額を引いた金額（算定基礎額）をもとに算出します。

「総所得金額等」とは、合計所得金額から繰越控除を適用した後の金額です。

■ お手元に下記の書類をご用意の上、ご参照下さい

○ 確定申告書（令和4年分）の控え

⑫の金額を参照してください

※分離課税がある場合、分離課税の各所得金額から繰越控除分を引いた後の合計金額も加えてください。

○ 給与の源泉徴収票（令和4年分）※給与収入のみ

「給与所得控除後の金額」を参照してください

○ 公的年金等の源泉徴収票（令和4年分）※年金収入のみ

「支払金額」から算出した年金所得を参照してください

※給与収入のみ、年金収入のみの場合は、「国民健康保険料 減額賦課早見表（給与／年金のみ）」でも確認できます。

■ 年間保険料には限度額があります

世帯主に対して賦課できる年間保険料には上限があります。限度額は、年度によって異なる場合があります。

【令和5年度 国民健康保険料 賦課限度額】

- 医療分 : 650,000円
- 支援金分 : 220,000円
- 介護分 : 170,000円

※限度額に到達する算定基礎額を確認したい場合は、下記の「限度額に到達する算定基礎額」を参照してください。

限度額に到達する1人あたりの総所得金額等 (各金額以上であれば限度額到達)			
世帯人数	医療分	支援金分	介護分
1人	8,867,936円	8,896,942円	9,218,571円
2人	8,240,321円	8,272,975円	8,292,857円
3人	7,612,706円	7,649,008円	7,367,143円
4人	6,985,091円	7,025,041円	6,441,429円
5人	6,357,476円	6,401,074円	5,515,714円
6人	5,729,861円	5,777,107円	4,590,000円
7人	5,102,245円	5,153,140円	3,664,286円
8人	4,474,630円	4,529,174円	2,738,571円

※世帯人数は、世帯における国民健康保険の加入者数です。

※上記の総所得金額等は、基礎控除額430,000円（合計所得金額が2,400万円以下の場合）を引いた結果を想定しています。

※合計所得金額が2,400万円以上の場合、基礎控除額が変動する可能性があります。試算をご希望の場合は、お問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】 新宿区 健康部 医療保険年金課 国保資格係
電話 03-5273-4146/FAX 03-3209-1436

※40歳～64歳までの方は、介護分が賦課されます。

※未就学児（誕生日が平成29年4月2日以降の方）の場合は、均等割額が5割減額されます。

※合計所得金額が2,400万円以下を想定しているため、基礎控除額は一律430,000円としています。
合計所得金額が2,400万円以上の場合、基礎控除額が変動する可能性があります。
試算をご希望の場合はお問い合わせ下さい。